

模擬店参加団体の方へ

模擬店で食品を扱う場合、食中毒防止のために細心の注意が必要です。

櫛祭を一人でも多くの方に楽しんでもらうためにも、責任者の方を中心として、早くから団体全員で注意に関して把握しておいてください。また、今年度から保健所の指導により、櫛祭本部からアレルギーの表示を配布することになりました。詳細は、今後の総責任者会議にてお伝えします。

メニューについては、別紙の『臨時営業者の出店行事及び取り扱い食品』のメニュー例と下記の内容を併せてご確認ください。

取り扱い食品について

2品目以上の複数品目について扱うことは食中毒を起こす危険性を高める、という保健所からの指導により、出品できるのは1店舗1品目とします。

但し、飲み物は併せて出品することができます。

例)	焼きそば	と	お好み焼き		→不可	
	焼きそば	と	ジュース		→可	
	焼きそば	と	ジュース	と	ビール	→可

保健所への問い合わせについて

保健所からの希望により、取り扱い食品等で不明な点が生じた場合に、直接保健所に問い合わせることは控えてください。このような場合には、櫛祭本部管理局までお申し出ください。こちらから保健所に問い合わせを行い、結果をお伝えいたします。

酒類の取り扱いと飲酒に関する注意

櫛祭では、酒類の持ち込みは禁止されております。酒類販売団体では櫛祭本部が指定したビールテイスト飲料以外の酒類の出品は出来ません。(ノンアルコール飲料も不可)また、ビンの持ち込みも凶器となりうるため酒類に限らず禁止となっておりますので、酒類を扱う団体の方は特にお気を付けてください。参加者の持ち込みはもちろん、OB・OGなどによる酒類の差し入れが予想される団体の方々は事前に注意、伝達を徹底しておいてください。

毎年、飲みすぎによる暴力事件、泥酔が問題となっております。また、未成年者への酒類の販売は法律で禁止となっております。責任者の方々のご協力をお願いいたします。

電話：0422-51-6102

メール：keyaki.fes@gmail.com